

添付書類について

介護保険負担限度額認定申請をしていただくに当たり、必要書類の添付をお願いしております。
添付書類はできる限り A4 サイズ（申請書と同じ大きさ）に揃えてご提出ください。

（拡大・縮小コピーの必要はありません。）

なお、配偶者がいる場合（世帯分離・内縁関係含む）は、配偶者の書類も必要となります。
ただし、死別された方・行方不明の方は除きます。

① 通 帳 ※生活保護受給者は提出不要です

お取引金融機関全ての預金通帳の写しをご提出ください。写しが必要な箇所は以下のとおりです。

（1）見開き 1 ページ目（銀行名・口座番号・名義がわかるページ） ※ 下記参照

※ゆうちょ銀行の場合、口座番号等の情報が表紙には記載されていません。

1 ページ目、2 ページ目のコピーを添付してください。

見開き

（2）直近 2 か月間の取引が確認できる記帳ページ

（2 か月以上変動がない場合は、余白に「2 か月以上変動なし」と記載してください。）

※提出月分の記帳がない（2 か月前の記帳のみの）場合、再提出を依頼することがあります。

（3）定期預金がある場合、定期預金を確認できる記帳ページ

（4）年金を受給されている場合は、直近の年金振込みが確認できる記帳ページ

※残高が不明な場合、区から金融機関へ口座情報の照会をする場合がありますので、予めご了承ください（申請書裏の同意書参照）。

※金融機関への照会には 1 ～ 2 か月程度のお時間を要することがあります。

② 有価証券

有価証券の時価と数量がわかる書類の写しをご提出ください。

※裏面に続く

③負 債

借入先が発行した現在残高を証明できる書類等の写しをご提出ください。なお、被保険者本人及び配偶者の個人的な負債を指し、事業主における事業関係の負債は含みません。

④非課税証明書

令和7年1月1日現在、本人、配偶者又は世帯員のいずれかが中央区以外に居住していた場合その自治体の非課税証明書の原本又は写しをご提出ください。

⑤登記事項証明書のコピー ※申請者が成年後見人等の場合

申請者が成年後見人等の場合は、成年後見開始の登記事項証明書の写しを添付してください。

申請における注意点

所得の低い方が施設に入所した際の居住費・食費の負担限度額につきましては、利用者負担段階に応じて預貯金額等の資産の基準が定められています。
申請の際には、下記の負担限度額料金表をよくご確認ください。

【負担限度額料金表】（1日当たり）				居 住 費					食 費	
			預貯金等の資産の基準	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室		多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	・生活保護受給者□		要件なし	880円	550円	380円	550円	0円	300円	300円
	・老齢福祉年金受給者		単身: 1, 000万円以下 夫婦: 2, 000万円以下							
第2 段階	世帯 全員が住 民税非課 税	合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金収入額の合計が80万9 千円以下の方		880円	550円	480円	550円	430円	390円	600円
第3 段階①		合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金収入額の合計が80万9 千円を超え、120万円以下の方		1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	650円	1,000円
第3 段階②		合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金収入額の合計が120万 円を超える方		1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	1,360円	1,300円

【 問合せ先 】

福祉保健部介護保険課事業者支援給付係
電話：03-3546-5378